区民委員会資料

令和5年1月23日

地域振興部戸籍住民課

引越し手続きのオンラインサービス開始について

1. 目的

「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」の制定に伴い、令和5年2月6日より全ての区市町村でマイナポータルを通じた、転出届の提出や転入予定の区市町村への来庁予定の連絡が可能となる。引越しに伴う行政手続き等のオンライン化を進め、各手続きにおける区民の利便性向上を図る。

1. 手続きの流れ

【共通】マイナポータルのぴったりサービスから「引越し」を選択し、内容を入力。

【転出・転入】

（１）オンラインで「転出届」、「転入情報（来庁予定日、場所等）」を入力。

（２）「転出届」を旧自治体で審査。完了後、本人あて通知。

（３）来庁予定日に新自治体の窓口で転入手続き

【転居】

（１）オンラインで「転居情報（来庁予定日、場所等）」を入力。

（２）来庁予定日に窓口で転居手続き

1. 手続き可能窓口

・戸籍住民課住民異動担当 ・品川第一地域センター

・大崎第一地域センター ・大井第一地域センター

・荏原第一地域センター ・荏原第四地域センター

・八潮地域センター

1. スケジュール

令和5年1月31日～2月5日

現行オンライン転出届の利用停止および切替作業

令和5年2月6日 引っ越しオンラインサービスの開始

1. その他

今後、民間事業者により構築される「引越しポータル」により、ライフライン（電気・ガス・水道）等の各手続きのオンラインサービスと、マイナポータルとの連携が予定されている。